

# 「全国の原発訴訟に追い風」

## 高浜3号機運転停止に期待の声

大津地裁による運転差し止め仮処分決定を受け、福井県高浜町の関西電力高浜原発3号機（4号機はトラブルですでに停止）は10日夜、運転停止した。稼働中の原発を直ちに止める初の司法判断。他の裁判所で

係争中の人たちから、その影響を期待する声がある。

▼1面参照  
「大津地裁の決定が、全国の原発運転差し止め裁判の追い風になる」

高浜3、4号機の運転差し止め仮処分を福井地裁

に申し立てた住民側代理人の一人、鹿島啓一弁護士は話す。この仮処分をめぐっては一度は運転差し止めの判断が出たが、関電の異議が認められて覆った。現在は名古屋高裁金沢支部に保全抗告中だ。申立人の一人、福井県坂井市の松田正さん(66)も「福井ではなく他の裁判所で原発を止める

ことができただ。一緒に闘いたいと言う人も増えている」と影響の大きさを感ずる。

次の再稼働が有力視される四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）。伊方原発運転差し止め訴訟原告団の薦田伸夫弁護士は「全国原発訴訟に与える影響は大きい。伊方原発訴訟についても非常に勇気づけられた」と話した。  
今回の決定では新規制基準に適合するだけでは安全

とは言えないと指摘。安全性の立証を電力会社にも強く求め、関電の証明が不十分とした。薦田さんは「多くの人に不安を与えており、私たちの主張がより強固になった」と訴えた。

「大津ショック」の影響は電力会社にも広がる。

伊方3号機を運営する四電は決定後、「司法判断による稼働中の停止リスクが高まることは（電力）需給や収支・財務面などに与える影響は非常に大きい」と

コメント。原発が稼働すれば年間約300億円の収支改善が見込めるといふ。新規制基準に対応するため、3号機の安全対策費に1700億円を費やす計画だ。

一方、日本弁護士連合会は10日、大津地裁の決定について村越進会長の声明を発表。関西電力や国に対して「決定を尊重し、従来のエネルギー政策を改め、再生可能エネルギーを飛躍的に普及させることを求める」としている。